築上町地域学校協働本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、築上町に置く地域学校協働本部(以下「協働本部」という)について、必要な 事項を定める。

(目的)

- 第2条 協働本部は、築上町の地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動(以下「協働活動」という。)を推進することを目的とする。 (事業内容)
- 第3条 協働本部は、地域及び学校の特色や実情を踏まえ、次に掲げる活動を円滑かつ効果的に推進する。
 - (1) 地域による学校への支援活動
 - (2) 地域と学校の協働・共同活動
 - (3) 学校による地域貢献・参画活動

(協働本部の名称と範囲)

- 第4条 協働本部の名称と範囲は、次の通りとする。
 - (1) 椎田中学校区地域学校協働本部

椎田中学校、椎田小学校、八津田小学校、葛城小学校、西角田小学校、小原小学校

(2) 築城中学校区地域学校協働本部

築城中学校、築城小学校、下城井小学校、上城井小学校

(協働本部の役割)

- 第5条 協働本部は、次に掲げる役割を担う。
 - (1) 協働活動の企画及び実施と評価に関すること
 - (2) 地域学校協働活動推進員等の活動支援に関すること
 - (3) 地域ボランティア等の人材確保と育成に関すること
 - (4) 協働活動に関する情報の発信及び地域住民等への啓発に関すること
 - (5) その他、協働活動の推進に関すること

(協働本部の構成及び運用と委嘱)

- 第6条 協働本部は、以下にある者により構成する。また、協働本部の会議が必要な場合は、教育委員会が招集する。
 - (1) 協働本部の目的に賛同し、協働活動の役割を担うことができる個人及び団体(以下「本部員」という。)
 - (2) 各小・中学校に配置されている地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)
 - (3) 協働本部に配置されている地域学校協働活動統括推進員(以下「統括推進員」という。)
 - (4) その他、教育委員会が必要と認める者
- 2 本部員は、協働本部への登録承諾書を提出する。

(守秘義務)

第7条 推進員及び統括推進員、本部員は、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、 委嘱期間終了後も同様とする。 (指導及び助言)

- 第8条 教育委員会は、推進員及び統括推進員、本部員に対して必要な指導助言を行うものとする。 (費用弁償等)
- 第9条 推進員及び統括推進員の活動に対する謝礼及びその他の経費については、別に定める。2 本部員については、謝礼等は支給しない。(事務局)
- 第10条 協働本部の事務局は、教育委員会生涯学習課社会教育係に置き、庶務を担当する。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。